

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	工場等から騒音又は振動を発生させる者に対する改善命令
概要	工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、騒音又は振動の防止等に関する勧告を行うことができるが、その勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第86条第2項、第111条第4項第1号
処分基準	工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、騒音又は振動の防止方法の改善等について勧告することができるが、この勧告に従わないとき。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	